

令和８年度 児童いきいき放課後事業巡回アドバイザー業務委託募集要項 (公募型プロポーサル方式)

1 案件名称

令和８年度 児童いきいき放課後事業巡回アドバイザー業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

大阪市（以下「発注者」という。）では、市内の全ての市立小学校において、放課後の安全・安心な「居場所」を提供し、異年齢児との交流及び遊びや主体的な学習の機会を通じて、児童自身がたくましく生きる力をはぐくめるよう「児童いきいき放課後事業」（以下「いきいき」という。）を実施している。

現在、いきいきでは支援が必要な児童の利用が増え、いきいき運営管理事業者が雇用する各活動室の職員が、発達障がい等の特性を持つ児童への対応に苦慮するケースが増加しており、職員がこのようなケースに適切に対応し、児童一人ひとりに合った支援を行うことが重要な課題となっている。

本事業では、発達障がいについての専門知識があるアドバイザーがいきいき活動室を巡回し、対応に苦慮する児童（以下「対象児童」という。）の行動を実際に観察し、職員に対象児童への対応についての助言やそれぞれのケースに応じた支援方法の提案をすることにより、職員のスキル向上や負担軽減を行い、もって対象児童へのよりよい支援につなげることを目的とする。

上記目的の達成に向けて、受注者の持つ巡回指導に関するノウハウや、発達障がいに関する幅広い知識と経験、専門性を活用するため、民間事業者から広く企画提案を募集する。

＜参考＞児童いきいき放課後事業HP

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000002464.html>

(2) 業務内容

具体的内容については、別紙「仕様書」を参照のこと

(3) 事業規模（契約上限額）

金 10,450,000 円（消費税等を含む）

(4) 契約期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

(5) 履行場所

大阪市内

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙参照

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が構成員の中に存在する団体に該当していないこと。
- (3) 企画提案書提出時点において、大阪市競争入札参加停止 措置要綱及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (4) 令和 7・8・9 年度大阪市入札参加資格者名簿（物品供給・業務委託）に登録種目「13：その他代行－09：研修－01：研修」または「13：その他代行－26：その他－01：その他」で登録していること。

5 スケジュール

・ 公募開始	令和 8 年 7 月 15 日（水）
・ 質問受付締切	令和 8 年 7 月 23 日（木）
・ 質問に対する回答	令和 8 年 7 月 30 日（木）
・ 参加申請関係書類の提出期限	令和 8 年 8 月 5 日（水）
・ 参加資格決定通知	令和 8 年 8 月 13 日（木）
・ 企画提案書提出期限	令和 8 年 8 月 21 日（金）
・ プロポーザルの実施（予定）	令和 8 年 9 月 3 日（木）
・ 選定結果通知	令和 8 年 9 月中旬頃
・ 契約締結・事業開始（予定）	令和 8 年 10 月 1 日（木）
・ 事業完了	令和 9 年 3 月 31 日（水）

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間 公募開始日から令和 8 年 8 月 5 日（水）まで

いずれの日も午前 9 時 30 分から午後 5 時 00 分まで
(午後 0 時 15 分から午後 1 時 00 分は除く)
上記日程および時間以外は一切受け付けない。

イ 提出書類

以下のとおり。なお、様式 1 から 3 は A 4 版で大阪市こども青少年局ホームページからダウンロードすること。

- (ア) 児童いきいき放課後事業巡回アドバイザー業務 公募型企画提案参加申請書(様式 1)
- (イ) 児童いきいき放課後事業巡回アドバイザー業務 公募型企画提案参加申請に係る誓約書(様式 2)
- (ウ) 法人の概要(様式 3)

ウ 提出部数

提出部数は正 1 部、副(写し) 1 部 合計 2 部とする。

エ 提出場所

大阪市こども青少年局企画部青少年課(放課後事業グループ)

大阪市西区立売堀 4 丁目 10 番 18 号 大阪市阿波座センタービル 3 階

※提出にあたっては、事前に電話(連絡先: 06 - 6684 - 9573)により日時を調整のうえ持参すること。なお、郵送・FAX による受付は行わない。

オ 参加資格決定通知

令和 8 年 8 月 13 日(木) 午後 5 時 30 分までに原則 E-mail により通知する。

(2) 質問の受付

ア 受付期間

公募開始日から令和 8 年 7 月 23 日(木) 午後 5 時 00 分まで

イ 提出方法

「質問票(様式 4)」に記載し、メール(送信先: fb0005@city.osaka.lg.jp)により提出する。メールの件名は、「質問: 巡回アドバイザー業務委託(事業者名)」とすること。また、電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をすること。

ウ 回答

令和 8 年 7 月 30 日(木)までに大阪市こども青少年局のホームページに掲載し、個別には回答しない。

ただし、質問がない場合は掲載しない。

7 企画提案書等に関する事項

(1) 企画提案書等の作成

- ア 企画提案書等の様式は大阪市こども青少年局ホームページからダウンロードし、A 4 版にて作成すること。
- イ 企画提案書の枚数は、業務実施体制表は 1 ページ以内、スーパーバイザー及びアドバイ

ザーの経歴書は1人1ページ以内、それ以外の項目については、それぞれ3ページ以内とする。

ウ 企画提案書の文字のポイント数は、10.5ポイント以上とする。

(2) 企画提案書等の提出

ア 受付期間 令和8年8月19日(水)、20日(木)、21日(金)

いずれの日も午前9時30分から午後5時00分まで

(午後0時15分から午後1時00分は除く)

上記日程および時間以外は一切受け付けない。

イ 提出書類

(ア) 児童いきいき放課後事業巡回アドバイザー業務委託企画提案書(様式5)

(イ) 価格提案書(様式6)

ウ 提出部数

正 1部、副(写し) 1部、審査用※ 7部 合計9部

※審査用7部については、事業者名が推定できる内容(会社名、代表者氏名、ロゴマーク等をマスキング(黒塗り)したもの)を提出すること。

エ 提出場所

大阪市子ども青少年局企画部青少年課(放課後事業グループ)

大阪市西区立売堀4丁目10番18号 大阪市阿波座センタービル3階

※提出にあたっては、事前に電話連絡(連絡先:06-6684-9573)により日時を調整のうえ持参すること。なお、郵送・FAXによる受付は行わない。

8 選定に関する事項

(1) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、児童いきいき放課後事業巡回アドバイザー業務委託事業者選定会議が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定会議委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ プレゼンテーション

(ア) 開催日時 令和8年9月3日(木)(予定)

(イ) 場所 大阪市阿波座センタービル(大阪市西区立売堀4丁目10番18号)

(ウ) 内容・方法 別途企画提案書等の提出者に対し連絡する

エ 審査における要求水準は60%とする。要求水準60%とは、具体的には各選定委員の評価点の合計点のことを意味し、全ての事業者が要求水準(60%)を満たさない場合は受託者を選定しない。

オ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、評価項目(1)事業の趣旨・目的の理解の点数が高い事業者を受託者として選定する。

カ 応募者が1者の場合も、本公募は実施するものとし、審査の結果、選定委員の評価点の合計点について、要求水準(60%以上)を満たす場合は受託者として選定する。

(2) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目	配点
(1)事業の趣旨・目的の理解	
①本事業の趣旨・目的を理解しているか	20
②児童いきいき放課後事業の体制や現状を踏まえた提案となっているか	
(2)事業実施体制	
①本事業の実施にあたり必要な人数を配置しているか	30
②スーパーバイザーが本業務を実施するにあたり適切な専門性を備えているか	
③アドバイザーが本業務を実施するにあたり適切な専門性を備えているか	
(3)事業実施にかかる提案内容	
①発達障がい等の児童一人ひとりにあった支援を提供する上で適切な内容となっているか	10
(4)巡回実施にかかる提案内容	
①児童いきいき放課後事業の実態を踏まえた上で、適切な内容となっているか	15
②いきいき活動室における巡回実施の流れが適切であるか	
③経験やノウハウをいかした創意工夫がなされているか	
(5)カンファレンス実施にかかる提案内容	
①よりよい支援の提案に向けて適切な内容となっているか	15
②カンファレンス実施の頻度が適切であるか	
③経験やノウハウをいかした創意工夫がなされているか	
(6)積算根拠の妥当性	
①価格提案書の積算根拠の内容に妥当性があるか	10

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと

ウ 優先交渉権者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

9 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。

オ 期限後の提出、差し替え等は本市が指示する場合を除き認めない。

カ 企画提案書等の内容に不明な点がある場合は、別途、応募者にヒアリングを行うことがある。また、必要があると認めたときは、応募者に追加書類の提出を求めることがある。

キ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

ク 本委託事業で生じる成果物の所有権、著作権については、大阪市に帰属する。

(2) 提出先、問合せ先

大阪市こども青少年局企画部青少年課放課後事業グループ

大阪市西区立売堀 4 丁目 10 番 18 号 阿波座センタービル 3 階

電話 06-6684-9573